



東地申第2号 「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」に関する申し入れ団体交渉を実施③

4. 全ての乗務員職場で出勤予備は毎日確保すること。

回答：引き続き、必要な要員は確保していく考えである。

(組) 予備は必要な要員の認識か。

(会) 必要なもの。【確認】

(組) 毎日予備がいる事が望ましいことか。

(会) 望ましいこと。【確認】

(組) 出面数の中に予備の考え方が含まれているのか。

(会) 明確な計算式があるわけではない。箇所の特徴含めて把握している。ダイヤ改正時、乗務キロと波動などを考慮している。

(組) 現状は乗務員の数が足りないのに統括センターで業務している。休日出勤も多い。安全を考えると、予備の概念は持ち続けるべき。問題意識はあるのか。

(会) 問題意識はある。休日出勤が前提ではなく、しかるべき要員を確保していく考えである。

5. 乗務員の出勤予備に指定された組合員・社員に対して、他担務への勤務変更を行わないこと。

回答：これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方の実現により、安全・サービスレベルの維持・向上を図っていく考えである。なお、出勤予備の趣旨を損なわない範囲で、勤務変更等の対応をすることはあると考えている。

(組) 運転士・車掌予備が駅で突発が発生した時に、駅の業務を担うなど明確なルールはあるのか？

(会) 3人4人予備がいれば、業務指示を出す時はある。

(組) 予備が1人の時は？

(会) 乗務できる体制が取れる状態であるべき。

(組) 運転士予備で車掌に突発が出た時は？

(会) 状況にもよるが、まずは在勤者に変わりの車掌を見つける。

(組) 突発が出た時は各ユニットで勤務手配をするでよいか。

(会) そのとおりだ。【確認】

(組) 予備は、運転士であれば運転士の予備、車掌であれば車掌予備と前提でよいか。

(会) そうだ。ただし、短時間乗務してもらう可能性はある。

(組) 運転士予備、運転士指導員が運転乗務後、車掌の乗務をすることはあるのか。

(会) 今までケースがない。あり得ない。

(組) 予備の月の勤務はアルファベットとなるのか？変形とならないか？

(会) 勤務作成時、変形は業務の目的がないと変形に指定しない。【確認】